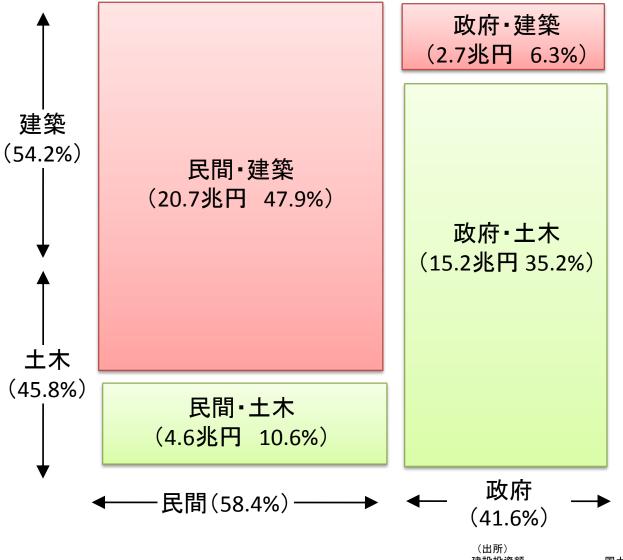
建設産業行政の現状と最近の取組みについて



建設投資・企業・就業者の現状

平成23年度建設投資額:43.2兆円



許可業者		49. 8万社
大	臣許可	1万社
知	事許可	48. 8万社
経営事項審査受審企業		16万社
公共工事元請業者		6. 9万社

建設業就業者	498万人
--------	-------

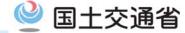
※企業数・就業者数は全て平成22年度のもの

建設投資額 : 国土交通省「建設投資見通し」

許可業者数:国土交通省「建設業許可業者数調査(平成23年3月末)」

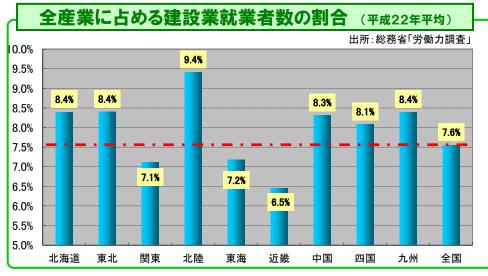
公共工事元請業者数 : 東日本建設業保証、西日本建設業保証、北海道建設業保証調べ(平成22年度) 経営事項審査受審業者数 : (財)建設業情報管理センター[CIIC] における出力業者数(平成23年3月末)

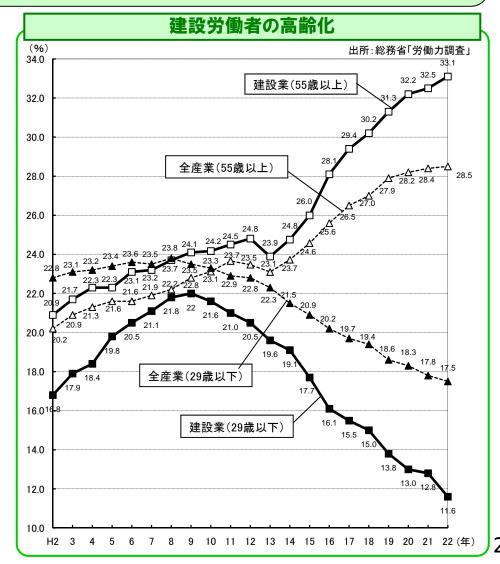
建設産業を取り巻く環境



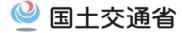
- 建設業は、国内総生産・全産業就業者数の約1割を占める地域の基幹産業である。
- 地方圏においては、県内総生産に対する建設投資の規模が大きく、公共投資への依存度が高い地域においては、全産業に占める建設業の倒産件数の割合も高い傾向がある。
- 全産業と比較して、高齢化が進展。55歳以上の者の割合が3分の1。29歳以下の割合が8分の1。



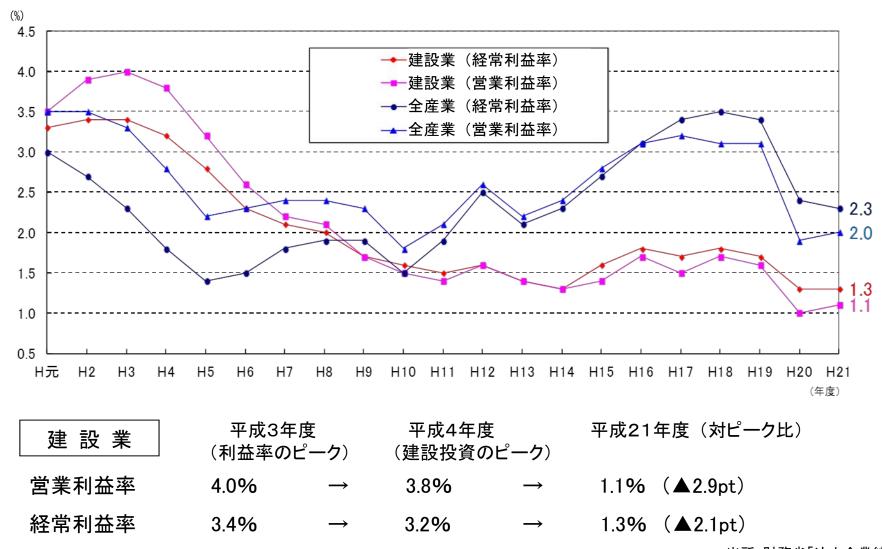




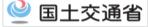
建設企業の利益率の低迷



建設産業全体として、他産業に比し利益率が低迷。



入札契約制度改革の取組について



沿革

明治22年 会計法制定

明治33年 指名競争方式に転換

平成 6年 一般 競争方式の導入 (WTO対象)

平成12年 入札契約適正化法の制定

(透明性の確保、公正<mark>な競争の促進)</mark>

平成17年 │公共工事品質確保法の制定

(価格と品質が総合的に優れた調達)

平成18年

一般競争方式の本格実施

(WTO対象以外に拡大)

改正独禁法の施行

(課徴金減免制度の導入等)

<mark>平成19年</mark> 改正官製談合防止法の施行

(職員に対する刑罰規定の創設等)

<mark>平成22年</mark> 改 正 独 禁 法 の 施 行

(課徴金の適用範囲の拡大等)

国土交通省における入札契約制度改革の推進

- ○競争性・客観性・透明性の向上
 - 一般競争方式の拡大 H21年度 97.8% (すべての入札に占める金額ベースの割合) (予定価格6千万円以上の工事が対象。予定価格6千万円未満についても試行実施。)
- 〇価格と品質が総合的に優れた調達
- ・総合評価落札方式の拡充 H21年度 99.8%(競争入札に占める金額ベースの割合)
- ・<u>総合評価落札方式の透明性の確保等</u>に関する改善策の実施(H22年度~) (技術評価に関する透明性の向上、技術力競争の促進)
- ○ダンピング受注や不良不適格業者等の排除
 - 低入札価格調査基準価格の引上げ (H20年3月31日、H21年4月3日、H23年3月29日)
 - ・入札ボンドの導入(H18年度~) (WTO対象の工事で実施、地方公共団体との連携により拡大)
 - ・入札ボンドの対象工事の拡大(H22年8月~) (一般土木・建築工事において、予定価格が3億円以上の工事まで拡大)

地方公共団体における入札契約制度改革の推進

(H22年9月1日現在 H22年度公共工事入札契約適正化調査から)

〇一般競争方式

すべての都道府県、政令指定都市で導入済み市区町村の67.7%が導入済み

〇総合評価方式

すべての都道府県、政令指定都市で導入済み市区町村の61.7%が導入済み

○低入札価格調査・最低制限価格 すべての都道府県・政令指定都市でいずれかを導入済み 市区町村の84.3%でいずれかを導入済み

建設産業振興施策について



建設企業の事業転換に対する支援

- ①建設企業の事業転換に対するノウハウ面での支援
- ・事業転換に至る出口までに事業者が直面する様々な課題を解決する経営支援体制を整備

(経営企業のための経営戦略アドバイザリー事業)

・建設企業の新事業展開に資する大手企業等のノウハウ・技術を収集・集約し、中小建設企業等に提供する拠点の設置

(ノウハウ・技術移転支援事業)

②建設企業の事業展開に対する助成

建設企業の連携によるフロンティア事業

建設企業が連携の強化を図り、技能者等を新規に雇用することにより、維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる市場の開拓を図るための検討や試行的実施に必要となる経費を助成。

く支援額等>

上限1000万円を助成概ね100の連携体を採択

<募集期間等>

•平成23年2月15日~平成23年2月28日

<事業実施期間>

・最長平成24年12月まで

中小・中堅建設企業に対する金融支援

<元請向け>

〇地域建設業経営強化融資制度(H20年11月~24年3月)

工事完成前に、元請が発注者に対して有する工事代金債権を譲渡担保にして、事業協同組合等が、元請に融資等を実施

【実績(平成23年8月まで)】

·融資件数 7,654件 ·融資額 約1,851億円

<下請向け>

〇下請債権保全支援事業(H22年3月~24年3月)

下請が元請に対して有する工事代金債権の支払をファクタリング会社が保証

【実績(平成23年8月まで)】

·保証債権数 10,476件 ·保証額 約529億円

建設業における元請下請関係の適正化について



<u>1. 建設業法令遵守推進本部の設置(H19年4月 設置)</u>

建設工事における公正な競争基盤の整備を進めるため、各地方整備局等の許可部局に設置

下請取引等実態調査、駆け込みホットライン等から寄せられた情報に基づく立入調査等

立入調査回数: H19年度 950回 、 H20年度 875回 、 H21年度 952回

2. 駆け込みホットラインの開設 (H19年4月 開設)

通報窓口として開設 通報件数: H19年度 812件 、 H20年度 1, 213件 、 H21年度 1, 463件

3. 建設業法令遵守ガイドラインの策定・周知

建設業の取引関係について法令違反行為に該当する一定の行為(事例)を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、健全な競争を促進

- ①元請下請関係分(H19年6月策定、工期に係る内容をH20年9月に追加)
- ②発注者·受注者関係分(H23年8月策定)

4. 建設業取引適正化センターの設置 (H21年7月 開設)

建設業の取引におけるトラブルを迅速に解決するため、弁護士や土木・建築の学識経験者等による適切なアドバイス等を実施する窓口を設置

H22年3月末 相談件数:632件

5. 下請取引等実態調査の実施 (H20年度から調査対象を従来の4倍に)

建設工事における元請負人と下請負人の間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態把握し、建設業法 令違反行為を行っている建設業者に対して指導

H22年度調査 対象業者数:約28,000業者

6. 建設業取引適正化推進月間の創設 (H22年11月 創設) [毎年11月]

建設業取引の適正化をより一層推進するため、国土交通省及び都道府県が連携し、集中的な取組を実施

主催:国土交通省、都道府県

具体的取組:立入検査(必要に応じ合同)の実施、建設業者等を対象とした講習会等の開催等

経営事項審査・標準請負契約約款の改正



経営事項審査の審査基準の改正(平成23年4月1日施行)

改正の目的

- 〇ペーパーカンパニー等による不正な高得点取得の防止 など、企業実態をより公正・適正に評価できるようにする
- 〇再生企業に対する批判や審査項目の充実に対する多 様なニーズへの対応

1. 技術者に必要な雇用期間の明確化

- ①評価対象とする技術者を「審査基準日前に6ヶ月を超える恒常的雇用 関係のある者」に限定
- ②高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者も評価

2. 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少に応じて評点テーブルを補正し、全体としてバランス のとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保 【修正方法】

H22年度の建設投資見込額を基に、完成工事高の評点が制度設計時 の平均点の700点になるように底上げ

3. 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企 業について、減点措置を創設

- ①再生期間中、-60点(営業年数評価の最高点)の減点
- ②再生期間終了後、営業年数評価はゼロ年からスタート

4. 社会性等(W点)の評価項目の追加

- ①地域防災への備えの観点から建設機械の保有状況を追加
- ②多くの都道府県が発注者別評価点で評価するISO9001、4001 の取得状況を追加

関連省令等の公布: H22.10.15 改正後経審の施行:H23.4.1

建設工事の標準請負契約約款の改正(平成22年7月26日施行)

改正の目的

○建設業の契約・取引の対等化・明確化の促進 (公共約款、民間(甲)約款、民間(乙)約款、下請約款)

- 1. 契約当事者間の対等性確保 ① 紛争発生前の受発注者間の協議段階から公正・中立な第三者(調
- 停人)を活用できる規定を新設 ② 工期延長に伴う増加費用について、発注者に帰責事由がある場合 には発注者が負担する旨を明確化
- 2. 代金の望ましい支払方法の明確化
- ①出来高払いを促進するための支払方法を例示
- ②個人発注者の保護のため、工事の出来高に応じた標準的な代金支 払割合を例示

3. 契約条件の明確化

③「甲」・「乙」の呼称の見直し

- ①下請契約における工期は下請負人が実質的に施工する期間を契約 書に記載するよう、明確化
- ② 契約当事者間の協議、承諾、通知等を原則、書面主義とする規定を 新設

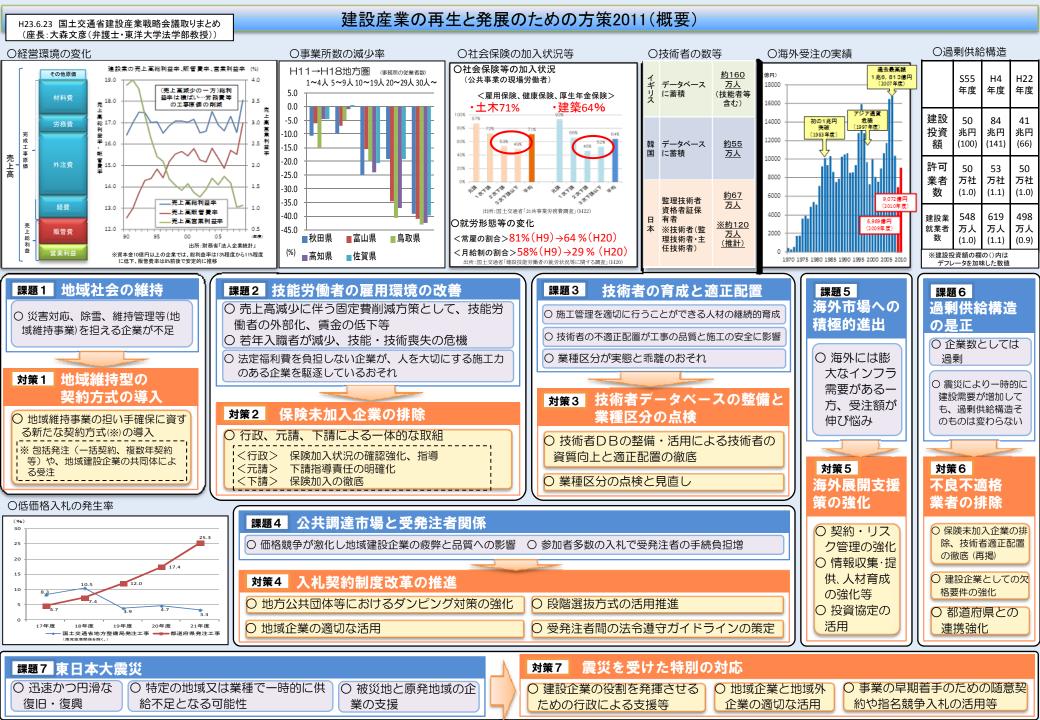
4. 施工体制の合理化

○現場代理人の常駐義務を一定の場合に緩和できる規定を新設

5. 不良不適格業者の排除

○発注者が契約解除できる場合として、受注者が暴力団である場合等 の規定を追加

標準約款の改正、関係者への実施の勧告:H22.7.26



公正な競争の促進

○「地域維持型契約方式」の導入

- ▶地域維持事業(災害対応、除雪、インフラの維持管理の事業)の担い手確保に資するため、事業実施に要する経費を適切に費用計上するとともに、新たな契約方式として、
 - •包括発注(一括契約や複数年契約)や、
 - ・地域維持型JV(仮称)による受注の仕組みを導入。
- ▶地域維持型JV(仮称)は、地域維持事業の実施を目的に継続的に結成。経常JVや個別企業との同時登録ができる。
- 〇 一般競争入札、総合評価落札方式
- ▶ 一般競争入札及び総合評価落札方式の性格を踏まえ適切 に活用。
- > 総合評価落札方式における具体的な評価内容の通知。
- 総合評価落札方式について、受発注者双方の事務負担の 軽減のため、段階審査による落札者決定方式を活用。
- 〇 一般競争入札等の活用に必要な条件整備
- ▶ 地域要件については、各発注者が運用方針を作成した上で、

適切な設定を図る。

- ▶ 入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図る。
- 予定価格の設定に当たり、設計金額からの歩切りは、行わ ない。

透明性の確保

不正行為の排除

- 予定価格、調査基準価格、最低制限価格の事後公表
- ▶<mark>調査基準価格及び最低制限価格は、くじ引きによる落札の増加等の弊害が生じうるため、契約締結後に公表。</mark>
- ▶予定価格についても、同様の弊害が生じかねないことから、契約締結後に公表。なお、地方公共団体は、弊害が生じることがないよう、事前公表の取りやめ等適切に対応。
- 外部から入札関係職員への不当な働きかけがあった場合の 「記録・報告・公表の仕組み」を導入。

適正な施工の確保

- 調査基準価格の見直しや、価格による失格基準の積極的な 導入・活用によるダンピング対策の強化
- 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約等、発注者・ 受注者間の対等性の確保

その他

- 公共工事標準請負契約約款に沿った<mark>暴力団排除条項</mark>の整備・ 活用、暴力団等による不当介入時の通報・報告の徹底。
- CM方式の活用·拡大等による業務執行体制の充実等。

地方公共団体に対する入札契約適正化法に基づく要請(公共工事の入札及び契約の適正化の推進について)(概要) (H23,8,25 総務大臣及び国土交通大臣から各都道府県知事・政令指定都市市長あて通知)

I. 緊急に措置に努めるべき事項

〇地域維持型契約方式

- ・地域維持事業の担い手確保が困難になるおそれなど担い手の実情を調査。
- ・地域維持事業の事業実施に要する経費を適切に費用計上。
- ・地域の実情に応じ、地域維持型の契約方式として、包括発注(一括契約や 複数年契約)や、地域精通度の高い建設企業で構成される建設共同企業体 等による受注の仕組みを活用。

○ダンピング対策の強化

・低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の適切な見直し、価格による 失格基準の積極的な導入・活用。

○予定価格等の事前公表の見直し

- ・低入札価格調査基準価格・最低制限価格は契約締結後に公表。
- ・ 予定価格についても事前公表の取りやめ等適切に対応。
- ・外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ等があった場合の記録・報告・公表の制度を導入。

○予定価格の適切な設定

・設計金額(積算金額)からの歩切りは行わない。

〇一般競争入札等の活用に必要な条件整備

- ・地域要件の活用に当たり、各発注者が予め運用方針を策定。
- ・入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大。

〇総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保

- ・段階審査による落札者決定方式を活用し、受発注者双方の事務量を軽減。 また、評価結果の公表及び評価内容の通知等の実施。
- ○公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等
- ○談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

Ⅱ.継続的に措置に努めるべき事項

○一般競争入札、総合評価落札方式の 適切な活用

〇不良・不適格業者の排除

- ・公共工事標準請負契約約款に沿った 暴力団排除条項の整備・活用。
- ・不当介入があった場合の通報・報告等の徹底。

〇発注者としての体制の補完

•CM方式等外部機関の活用、市町村の 入札契約制度改善への都道府県の支援。

Ⅲ. 情報の公表を行わなければならない事項

○法に基づく公表義務の徹底

IV. その他公共工事の入札・契約 に関する留意事項

- 〇前払金・中間前払金の導入・拡大
- 〇工事請負代金の支払手続の迅速化
- 〇地域建設業経営強化融資制度等の普及・ 拡大

10

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要[H23.8.29国土交通省策定]

I. 背景·目的

- 〇建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に 認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- 〇これまでにも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 〇発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、<u>建</u>設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。
- 〇このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

Ⅱ. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

- 1. 見積条件の提示
- 2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約
 - 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約
- 3. 不当に低い発注金額
- 4. 指值発注
- 5. 不当な使用資材等の購入強制
- 6. やり直し工事
- 7. 支払

8. 関係法令

8-1. 独占禁止法との関係

(「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」

と建設業法との関係)

8-2. 社会保険・労働保険(法定福利費)

(社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算 及び契約)

※ガイドライン全文については、国土交通省ホームページに掲載

Ⅲ. 周知先

- ①公共発注者(各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社等)
- ②主要民間団体(経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体等)
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

※平成23年8月29日付けで左 の関係先に通知。

東日本大震災に伴い実施した措置(建設業関係) ①



平成23年8月30日現在

1. 関係機関に対する協力要請

- ①建設業団体に対し災害応急対策への協力について要請(3月12日)
- ②警察庁に対し緊急通行車両等確認証明書等の迅速な発行手続きについて依頼(3月13日)
- ③建設業団体に対しがれき撤去の促進について市町村等への協力を要請(5月20日)

2. 公共工事の円滑な実施と支払い

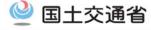
- ①既契約工事等の一時中止(直轄工事では3月15日に指示、地方へは3月16日に要請) (東北地方整備局の発注工事は原則一時中止、その他の公共工事も応急復旧に必要な範囲で必要に応じて中止)
- ②被災した工事等への22年度分の支払い(直轄工事では3月15日に指示、地方へは3月18日に要請)
- ③出来高確認のための資料作成が不可能な場合の取り扱い(3月18日)
- ④緊急復旧事業への円滑な前払金の支払い(3月16日)
- (5)前払率の引上げ(4割→5割)(国は4月22日から、地方は4月27日から)
- ⑥前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について保証会社に要請(3月15日)
- ⑦当面の災害復旧事業における入札及び契約の取り扱い(4月25日) (随意契約、指名競争入札の活用等)
- ⑧建設企業の節電対策への配慮について依頼(6月3日)

3. 金融支援の拡充・改善

- ①地域建設業経営強化融資制度の拡充 施工中工事の被災に伴う損害額(3月25日)や、ガレキ処理等も対象に追加(5月19日)
- ②下請債権保全支援事業 保証債務の履行の積極的対応を要請(3月24日)、ガレキ処理等に係る債権の買取実施 と保証対象に追加(5月19日)

東日本大震災に伴い実施した措置(建設業関係) ②





4. 許可の有効期間等の延伸(政令、告示)

- ①建設業許可(被災地本店業者)、経営事項審査(同左)及び監理技術者資格 (被災地に住所を有する者)の有効期間を8月末まで延長(3月23日)
 - →建設業許可(岩手・宮城・福島本店業者)及び経営事項審査(同左)の有効期間を平成24年2月29日まで **再延長**(8月30日)
- ②変更届や監理技術者講習等の義務を震災により期限内に履行できなかった場合、6月末までに履行すれば **免責**(3月13日)

5. 建設資材の需給・価格動向の情報収集等

- ①建設資機材の需給の安定に係る要請(3月29日)
- ②地方整備局等における建設業団体・資材団体との情報交換・実施 (東北、関東、北陸地整:3月15日~、その他の地域:3月29日~)
- ③民間調査機関の情報収集・情報提供の強化の要請、窓口の開設(3月15日~)
- ④農林水産省・経済産業省との連絡会議の開催(3月15日~)
- (5)「主要建設資材受給・価格動向調査」の情報提供の充実(4月25日~)

6. その他

- ①東日本大震災で被災した建設企業のためのホットラインを開設(4月18日~)
- ②「東京電力福島第一・第二発電所周辺地域の建設工事等における予定価格の適正な 設定等 |を発出 (4月25日)